

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、琴平町土地改良区が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）中北地区）を行うことについて平成29年12月18日適当と決定した。

その関係書類を琴平町農政土木課において平成30年1月11日から同月31日まで縦覧に供する。

平成30年1月9日

香川県知事 浜 田 恵 造